

嘉悦大学学費等納付規程

(目的)

第1条 この規程は、嘉悦大学学則（以下「学則」という。）第59条に定める学費及び諸会費の納付等について必要な事項を定めることを目的とする。

(学費・諸会費)

第2条 この規程でいう学費とは、入学金・授業料・設備費・教育充実費・諸会費とは、学友会費・後援会費・光風会費とし、その金額は、別表1のとおりとする。

(納付方法)

第3条 学費及び諸会費（以下「学費等」という。）の納付方法は、原則として当該学生が届け出た金融機関の預金口座からの引落としとする。ただし、入学年度の春学期については、本学が指定する金融機関の預金口座への振込みとする。

(納付期日)

第4条 学費等は、春学期、秋学期の2期に分け、別表2のとおり納付する。

2 各学期の納付期日は、次のとおりとする。ただし、納付期日が金融機関の休業日と重なる場合は、翌営業日とする。

(1) 春学期納付期日 4月27日

ただし、入学者（編入学者を含む。）は、入学手続き時に別表2に示す所定の費目金額を指定期日までに納入し、他の費目については入学前の3月末日とする。

(2) 秋学期納付期日 10月27日

(延納・分納)

第5条 経済的理由等により学費等を前条第2項に定める納付期日までに納付できない者は、納付期日より3週間以内に延納又は分納の方法を記した学費等延納願に学費等納付計画書を添えて学長に提出し許可を得るものとする。

2 修得単位不足により卒業ができない者のうち、16単位未満の者及び卒業延期者については、延納又は分納は認めない。

3 延納者の納付期限は所定の納付期日から4ヵ月以内、分納者の分納回数は各学期4回を限度とする。

(休学者の学費等)

第6条 学則第62条による休学者の学費等の免除については、次のとおりとする。

(1) 春学期休学の場合

4月20日までに春学期の休学願を学長に提出し許可された者の休学期間中の学費等は、全額免除とする。ただし100,000円の在籍料納入を必要とする。なお、秋学期に

復学する場合は、別表 2 に定める春学期分学費等相当額を納付するものとする。

(2) 秋学期休学の場合

9月20日までに秋学期の休学願を学長に提出し許可された者の休学期間中の学費等は、全額免除とする。ただし100,000円の在籍料納入を必要とする。なお、次年度の春学期に復学する場合は、復学年度の当該学期の学費等を納付するものとする。

- 2 所定の期日以後に休学願を学長に提出し許可された者の学費等は、全額納付するものとする。
- 3 指定された期間内に在籍料を納付しない者は、休学を取り消す。

(特待生の学費等)

第7条 特待生奨学金給付規程第5条による特待生の当該年次の学費等は、別表3のとおり納付するものとする。

(留年者の学費等)

第8条 平成21年度以前入学者で、修得単位が進級の要件に不足するため原級留置となった者の学費等は、原級留置となった年次の学費等とする。

- 2 修得単位が卒業の要件に不足するため原級留置となった者の学費等は、別表4のとおり卒業に必要な不足単位数に応じて納付するものとする。

(卒業延期者の学費)

第9条 卒業の要件を満たしているにもかかわらず、卒業延期を希望し承認された者の学費は、履修科目の単位数に30,000円を乗じた金額とする。

(退学者の学費等)

第10条 学期の途中で退学する者は、学則第61条により退学願を提出する学期の学費等を納付しているものとする。

(停学者の学費等)

第11条 学則第53条により停学に処せられた者は、停学期間にかかわらず所定の学費等を納付するものとする。

(学費等の不返還)

第12条 学則第64条により既納の学費等は、原則として返還しない。

(除籍対象者)

第13条 第4条第2項に規定する学費等の納付期日(延納又は分納者は、第5条第1項により学長の許可を得た納付期日)を経過し、督促してもなお督促期間(当該納付期日と同じ学年内において2ヶ月以内に定める。定めのない場合は2ヶ月とする。)内に納付して

いない者は、学則第 47 条第 4 号による除籍対象者とする。

2 除籍対象者の除籍手続きについては、別に定める。

(規程の改廃)

第 14 条 この規程の改廃は、理事会の議を経て理事長が行う。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

1 この規程は、平成 22 年 4 月 1 日より施行する。

2 第 4 条第 2 項の定めにかかわらず、平成 22 年度以前に入学した者の平成 22 年度学費等の納付期日は、春学期 5 月 27 日、秋学期 9 月 27 日とする。

附 則

この規程は、理事会承認の日（平成 22 年 7 月 23 日）より施行する。

附 則

1 この規程は理事会で承認された日（平成 22 年 9 月 17 日）より施行する

2 第 4 条に定める納付期別学納金及び諸会費一覧については、平成 20 年度入学生より適用する。但し、平成 19 年度以前の入学者については従前のおりとする。

附 則

この規程は、理事会承認の日（平成 24 年 4 月 1 日）より施行する。

附 則

この規程は、理事会承認の日（平成 27 年 3 月 26 日）に改正し、平成 27 年 4 月 21 日より施行する。

附 則

1 この規程は理事会で承認された日（平成 27 年 12 月 18 日）より施行する

2 別表に定める納付期別学納金及び諸会費一覧については、平成 28 年度入学生より適用する。但し、平成 27 年度以前の入学者については従前のおりとする。

附 則

1 この規程は、理事会で決議した日（平成 29 年 7 月 21 日）から施行し、平成 29 年 4 月 1 日より適用する。

別表 1

学 費 等 年 額 一 覧

単位：円

区分	費 目	金 額	備 考
学 費	入学金	200,000	入学手続き時（編入生を含む）に納入
	授業料	700,000	
	設備費	250,000	
	教育充実費	130,000	
	計		
	1年次生	1,280,000	
	2～4年次生	1,080,000	
諸 会 費	学友会費	10,000	
	後援会費	24,000	
	光風会費	20,000	4年次に1回のみ納入
	計		
		1～3年次生	34,000
	4年次生	54,000	
合 計	1年次生	1,314,000	
	2～3年次生	1,114,000	
	4年次生	1,134,000	

注 1 再入学年次に関わらず、再入学時の入学金は 100,000 円とする。

別表 2

納付期別学費等一覧

単位：円

区分	費 目	第 1 年次	第 2,3 年次	第 4 年次	
入 学 手 続 時	学 費				
	入学金	200,000	—	—	
	計	200,000	—	—	
春 学 期	学 費	授業料	350,000	350,000	350,000
		設備費	125,000	125,000	125,000
		教育充実費	65,000	65,000	65,000
	諸会費	学友会費	10,000	10,000	10,000
		後援会費	24,000	24,000	24,000
		光風会費	—	—	20,000
	計	574,000	574,000	594,000	
秋 学 期	学 費	授業料	350,000	350,000	350,000
		設備費	125,000	125,000	125,000
		教育充実費	65,000	65,000	65,000
	計	540,000	540,000	540,000	
合 計		1,314,000	1,114,000	1,134,000	

別表 3

特待生学費等一覧

単位：円

区分	費目		第1年次		第2,3年次		第4年次	
			授業料 免除者	授業料 減免者	授業料 免除者	授業料 減免者	授業料 免除者	授業料 減免者
入学 手続時	学費	入学金	—	—	—	—	—	—
	計		—	—	—	—	—	—
春 学 期	学費	授業料	—	175,000	—	175,000	—	175,000
		設備費	125,000	125,000	125,000	125,000	125,000	125,000
		教育充実費	65,000	65,000	65,000	65,000	65,000	65,000
	諸会費	学友会費	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
		後援会費	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000
		光風会費	—	—	—	—	20,000	20,000
	計		224,000	399,000	224,000	399,000	244,000	419,000
秋 学 期	学費	授業料	—	175,000	—	175,000	—	175,000
		設備費	125,000	125,000	125,000	125,000	125,000	125,000
		教育充実費	65,000	65,000	65,000	65,000	65,000	65,000
	計		190,000	365,000	190,000	365,000	190,000	365,000
合 計		414,000	764,000	414,000	764,000	434,000	784,000	

注1 授業料の免除者とは全額免除、減免者とは半額免除される者をいう

注2 入学金免除特待生は入学金が免除され、その他は別表2を適用する

別表 4

卒業単位不足者学費等一覧

単位：円

区分	不足単位数	1～16 単位	17～24 単位	25～128 単位
学 費	授業料	不足単位数×30,000	350,000	700,000
	設備費	—	125,000	250,000
	教育充実費	—	65,000	130,000
諸 会 費	学友会費	—	—	10,000
	後援会費	—	—	24,000
合 計		不足単位数×30,000	540,000	1,114,000